

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年8月17日 定例庁議	
開 催 日 時	平成27年8月17日（月）	午前9時 8分から 午前10時10分まで
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 (事務局) 宮村市長公室次長兼市政情報課長、佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係白倉主事、稲葉秘書課長	
会 議 内 容	1 平成27年第3回朝霞市議会定例会提出議案について	
会 議 資 料	1 平成27年第3回朝霞市議会定例会提出議案	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【副市長あいさつ】

【議題】

1 平成27年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

[説明]

議案第56号 平成26年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてについて

(上野総務部長)

平成26年度の決算額は、歳入が、376億3,214万9,420円となり、歳出は、366億8,461万9,991円で、歳入歳出差引残額は、9億4,752万9,429円となった。

この残額から、継続費逐次繰越額、繰越明許費繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、9億377万7,389円である。

以下、歳入歳出の概要。

まず、歳入であるが、市税は、208億6,917万5,311円で、歳入総額の55.5パーセントを占めている。

地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、1億9,164万9,002円となり、地方消費税交付金は、12億2,803万4,000円の交付となっている。

地方交付税は、普通交付税3億1,566万6,000円、特別交付税1億3,658万3,000円が交付されている。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、6億9,659万9,015円となり、使用料及び手数料は、斎場、自転車等駐車場の使用料、一般廃棄物処理手数料などで、7億3,278万9,457円となっている。

国庫支出金は、児童手当交付金、生活保護費負担金や小学校、中学校の屋内運動場非構造部材安全対策工事に係る学校施設環境改善交付金などで、58億9,506万8,223円となっている。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金を始め、保育所緊急整備事業補助金、個人県民税徴収委託金などで、21億8,226万5,184円となっている。

繰入金は、介護保険特別会計や財政調整基金の繰入金などで、3億1,904万5,229円となっている。

繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、14億1,822万8,041円となっている。

諸収入は、学校給食費受入金や預託金の返還金などの貸付金収入のほか、資源ごみ売払代金などで、12億4,309万2,581円である。

市債は、根岸台市民センター駐車場用地購入事業債、溝沼学校給食センター用地購入事業債、臨時財政対策債など13件で、17億1,380万9,000円の借入れとなっている。

次に歳出であるが、議会費は、会議録調製委託料などで、2億9,230万256円を支出し、総務費は、広報あさかをポスティングによって全戸配布するための広報紙等配布委託料や市民会館、市民センターなどに係る指定管理料などで、47億5,897万9,048円を支出している。

民生費は、総合福祉センター、特別養護老人ホーム、放課後児童クラブなどに係る指定管理料を始め、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業のほか、介

護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金などで、178億5,215万2,535円となっている。

衛生費は、各種個別予防接種、がん検診のほか、健康増進センターの指定管理料や、ごみ収集運搬委託料などで、28億5,951万6,037円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで、7,165万4,921円となっている。

商工費は、小口等融資貸付預託金や産業文化センターの指定管理料などで、2億5,531万3,725円を支出している。

土木費は、道路の修繕工事や宮戸橋耐震補強工事負担金のほか、下水道事業特別会計への繰出金などで、21億6,145万7,314円となっている。

消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や消防団の活動に係る経費などで、12億6,551万6,088円を支出している。

教育費は、小学校、中学校の屋内運動場非構造部材安全対策工事や、内間木公民館の改修工事などで、40億1,154万2,613円となっている。

公債費は、31億5,463万3,380円を支出している。

以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

以上が歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第57号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (薮塚健康づくり部長)

平成26年度の決算額は、歳入が、123億9,339万8,090円となり、歳出は、121億6,502万5,730円で、歳入歳出差引残額は、2億2,837万2,360円である。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入であるが、国民健康保険税は、33億92万5,830円で、歳入総額に占める割合は26.63パーセントである。

国庫支出金は、療養給付費等負担金などで、27億5,694万940円となり、前期高齢者交付金は、22億2,878万9,641円が交付されている。

共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金などで、15億7,447万9,931円、繰入金は、保険基盤安定繰入金及びその他などの一般会計繰入金と保険給付費支払基金繰入金で、10億4,218万3,515円である。

歳入全体では、前年度と比較すると、0.14パーセントの増加となっている。

次に、歳出であるが、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、76億6,506万5,769円となった。

後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援事業などで、17億5,858万6,156円、介護納付金は、介護納付事業で、7億6,144万6,919円、共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出事業などで、16億4,546万6,589円を支出している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億4,354万9,709円となっている。

歳出全体では、前年度と比較すると、0.84パーセントの増加となっている。

以上が歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第58号 平成26年度 朝霞市 朝霞都市計画 下水道事業 特別会計 歳入歳出決算
認定について

(澤田都市建設部長)

平成26年度の決算額は、歳入が18億2,756万635円となり、歳出は17億9,358万6,784円で、歳入歳出差引残額は、3,397万3,851円となり、この残額から、繰越明許費繰越額8万4,000円を差し引いた翌年度繰越額は、3,388万9,851円である。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入であるが、分担金及び負担金は、和光市及び新座市との協定に基づく公共下水道相互利用の維持管理費負担金のほか、下水道事業受益者負担金などで、2,603万2,006円となっている。

使用料及び手数料は、下水道使用料の現年度分及び滞納繰越分などで、8億7,020万740円となっている。

国庫支出金は、下水道事業費補助金で、1億4,691万円となっており、繰入金は、一般会計から3億5,188万8,000円を繰り入れ、繰越金は、前年度繰越金で、繰越明許費繰越額を含め、1億4,492万4,992円となっている。

諸収入は、水洗便所改造資金融資預託金返還金や消費税還付金などで、380万4,897円となり、市債は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債で、2億8,380万円を政府資金から借入れたものである。

次に、歳出であるが、下水道総務費の一般管理費で、職員人件費、料金徴収業務委託料や事務経費などで、1億8,016万4,867円を支出した。

次に下水道事業費のうち、汚水維持管理費では、施設等修繕料、下水道台帳作成委託料などで、7,552万4,045円を支出し、雨水維持管理費では、施設の点検管理委託料、田子山下水路費負担金などで、4,935万4,530円を支出した。

また、汚水建設費では、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事などで、1億4,109万5,380円を支出し、雨水建設費では、管渠設計委託料、雨水管工事、止水板設置費補助金などで、3億7,512万8,673円を支出した。

流域下水道事業費では、荒川右岸流域下水道事業に係る維持管理費負担金及び建設費負担金として、5億9,811万5,588円を支出している。

公債費は、地方債の元金及び利子の償還金として、3億7,420万3,701円を支出した。

なお、平成26年度末における公共下水道の普及率は、97.1パーセントである。

以上が歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第59号 平成26年度朝霞市介護保険 特別会計歳入歳出決算認定について

(藪塚健康づくり部長)

歳入であるが、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として11億9,836万4,170円となっている。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで、10億7,028万4,290円、支払基金交付金は介護給付費交付金などで、14億9,186万6,150円、県支出金は、介護給付費負担金などで、7億8,628万4,197円、繰入金は一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、9億4,337万6,297円である。

次に、歳出であるが、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで9,095万3,483円である。

保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、50億9,844万2,036円となっている。

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで、1億65万2,273円である。

基金積立金は、介護保険給付費支払基金積立金などで、1億3,238万699円である。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第60号 平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(藪塚健康づくり部長)

平成26年度の決算額は、歳入が、10億2,963万2,900円となり、歳出は、10億2,028万2,920円で、歳入歳出差引残額は、934万9,980円となった。

以下、歳入歳出の概要である。

まず歳入であるが、後期高齢者医療保険料は、8億5,851万4,060円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、1億5,864万6,740円、繰越金は、前年度繰越金で、856万2,816円となっている。

次に歳出であるが、総務費は、一般管理事務費と後期高齢者医療保険料の徴収事業で、1,302万5,624円、後期高齢者医療広域連合納付金は、9億9,795万3,820円、諸支出金は、保険料還付金などで、930万3,476円を支出している。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第61号 平成26年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(佐藤水道部長)

はじめに、業務の状況であるが、平成26年度末の給水人口は、13万4,709人で、前年度と比較すると、1,833人、1.4パーセントの増加となった。

平成26年度末の給水戸数は、6万1,391戸で、普及率は、100パーセントである。

年間総給水量は、1,526万4,961立方メートルで、このうち県水受水量は、1,099万1,344立方メートルで、受水率は、72.0パーセントである。

また、年間総有収水量は、1,371万4,171立方メートルで、前年度と比較して、26万9,739立方メートルの減少となった。

次に、平成26年度の決算の概要である。

まず、収益的収入及び支出についてであるが、収益的収入の決算額は、24億8,648万4,625円で、主なものは、収入総額の74.1パーセントを占める水道料金で、その他、水道利用加入金などである。

収益的支出の決算額は、21億3,315万6,613円で、主なものは、支出総額の34.3パーセントを占める県水受水費で、その他、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費及び企業債利息などである。

収益的収支の差引金額は、3億5,332万8,012円となった。

なお、1立方メートル当たりの供給単価は、税抜きで、124円94銭、給水原価は、税抜きで、146円53銭である。

次に、資本的収入及び支出についてであるが、資本的収入の決算額は、2,856万7,432円で、主なものは、下水道切り回し工事負担金、消火栓設置工事負担金などである。

資本的支出の決算額は、14億1,796万1,365円で、主なものは、建設改良費で、水道施設耐震化事業のほか、老朽管更新及び水圧不足改善事業のための配水管布設替工事などを実施した。

企業債償還金は、財務省及び地方公共団体金融機構への元金償還金である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する13億8,939万3,933円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんした。

また、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、18億7,807万4,800円を資本金へ組み入れるものである。

以上が、剰余金の処分及び決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第62号 平成27年度朝霞市一般会計補正予算第2号

(上野総務部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、10億1,200万1,000円の増額で、これを含めた累計額は、379億9,503万円となっている。以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入であるが地方特例交付金は、交付額の確定により、53万9,000円増額している。

地方交付税は、普通交付税の算定結果にともない、普通交付税を、6,769万9,000円増額している。

分担金及び負担金は、多子世帯保育料軽減事業の実施により、保育園入園児童保護者負担金を、1,159万7,000円減額している。

使用料及び手数料は、太陽光発電の普及促進を目的として、公共施設の屋上に太陽光発電設備を設置する民間事業者に貸し出す、屋根貸し太陽光発電事業を、総合福祉センター及び産業文化センターで実施することにより行政財産使用料を、5万4,000円増額している。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金を、内示にともない減額する一方、5年以内に認可保育所への移行を予定している施設に対する、子どものための教育・保育給付費補助金などを新たに計上するほか、国民健康保険の保険者支援制度の拡充により、保険基盤安

定負担金を増額することなどにより、2,251万3,000円増額している。

県支出金は、家庭保育室等運営事業費補助金などを減額する一方、介護保険施設の整備に係る地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金や多子世帯保育料軽減事業費補助金などを新たに計上するほか、実績により、重度心身障害者医療費支給事業補助金などを増額することにより、1億9,713万6,000円増額している。

財産収入は、自動販売機用敷地貸付料を、実績により増額するほか、テレビ埼玉株主配当金を計上し、276万7,000円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金など5件の指定寄附金の受け入れをしている。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額するほか、介護保険特別会計などの決算による精算金を繰り入れることにより、1億5,312万9,000円増額している。

繰越金は、平成26年度決算にともない、前年度繰越金を4億5,377万7,000円増額している。

諸収入は、国・県支出金過年度収入のほか、各種施設の指定管理料の精算金などを計上し、1億5,287万2,000円増額している。

市債は、朝霞第四・第五小学校屋内運動場非構造部材安全対策工事に対する小学校耐震改修事業債を新たに計上するほか、臨時財政対策債などを減額することにより、2,731万5,000円減額している。

次に、歳出であるが、総務費は、個人番号カードの交付にともなう経費を計上するほか、平成26年度決算による前年度繰越金を財政調整基金に積み立てることなどにより、5億1,955万7,000円増額している。

民生費は、介護保険施設の整備費用等の一部補助に係る地域密着型サービス等助成事業費等補助金や彩夏ちゃん見守り支援員事業を実施するための経費を新たに計上するほか、実績により、重度心身障害者医療給付費などを増額することなどにより、5億2,804万3,000円増額している。

衛生費は、ごみ焼却施設で使用する薬品類の契約単価の上昇により、消耗品費などを増額することなどにより、870万9,000円増額している。

商工費は、寄附金の受け入れ先として、起業家育成相談業務委託料を増額することにより、2万円増額している。

土木費は、一般財団法人民間都市開発推進機構助成金の受け入れにより、みどりのまちづくり基金積立金を増額するほか、市内循環バス運行事業の補償料の確定にともない、市内循環バス運行事業に伴う補償料を減額することなどにより、4,247万8,000円減額している。

教育費は、重機借上料などを増額することにより、578万4,000円増額している。

公債費は、借入額の確定にともない、763万4,000円減額している。

次に、第2表債務負担行為補正については、議長車等運行業務事業など6事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

第3表地方債補正は、新たに小学校耐震改修事業を追加するほか、道路改良事業や宮戸橋耐震補強等負担事業など4件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

(藪塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億6,768万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、141億4,463万7,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入であるが、国庫支出金は、歳出の保険給付費の増額にともない、療養給付費等負担金を、7,606万円増額している。

県支出金は、国庫支出金と同様に、歳出の保険給付費の増額にともない、財政調整交付金を、1,711万4,000円増額している。

繰入金は、国民健康保険制度改革の財政支援拡充により、保険者支援分に係る保険基盤安定繰入金を1億699万円、その他、法定外繰入金を1億4,000万円、それぞれ増額している。

繰越金は、前年度決算額の確定により、1億2,837万2,000円を増額し、受け入れるものである。

次に、歳出であるが、保険給付費は、医療費の動向を推計し、療養給付費の一般被保険者療養給付事業について、3億8,431万2,000円を増額、一方、退職被保険者等療養給付事業を2,995万3,000円減額するなど、保険給付費全体で3億9,514万8,000円を増額している。

後期高齢者支援事業は、社会保険診療報酬支払基金からの支払額決定通知に基づき、278万6,000円を増額し、一方、介護納付事業は、146万2,000円を減額するものである。

諸支出金については、実績にともなう療養給付費等負担金返還金などの償還金で、7,095万円を増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第64号 平成27年度朝霞市 朝霞都市計画下水道事業 特別会計補正予算第1号

(澤田都市建設部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,662万9,000円の増額で、これを含めました累計額は、20億2,508万5,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要を申し上げます。まず、歳入であるが、繰入金は、一般会計からの繰入金で、274万円を増額するもので、繰越金は、前年度繰越金を1,388万9,000円追加するものである。

次に、歳出であるが、下水道事業費のうち汚水建設費の私道排水設備工事助成事業について、当初予算で見込んだ工事費用を上回る申請があったため、1,662万9,000円増額するものである。

以上が今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第65号 平成27年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号

(藪塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,709万7,000円の増額で、これを含めた累計額は、59億3,160万2,000円となっている。

今回の補正予算の歳入歳出については、介護保険制度の改正にともない、生活支援体制整備事業などを新たに実施するほか、前年度決算の確定にともなう精算を行うものである。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入であるが、国庫支出金は、地域支援事業交付金を132万7,000円増額するものである。

支払基金交付金は、地域支援事業交付金を増額することなどにより、263万2,000円増額するものである。

県支出金は、同様に、地域支援事業交付金を増額することなどにより66万2,000円増額するものである。

繰越金は前年度繰越金として、1億6,160万8,000円増額するものである。

次に、歳出であるが、地域支援事業費は、生活支援体制整備や認知症総合支援事業に要する費用として、179万9,000円を増額している。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を1億671万1,000円増額するものである。

諸支出金は、平成26年度決算の確定にともない、国、県、支払基金への返還金及び一般会計繰出金で、5,846万7,000円を増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第66号 平成27年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

(藪塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ934万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、11億171万5,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要である。

まず、歳入であるが、繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として、934万8,000円を増額するものである。

次に、歳出であるが、後期高齢者医療広域連合納付金は、平成26年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、427万7,000円を、諸支出金は、一般会計繰出金として、507万1,000円を増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第67号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

(上野総務部長)

改正内容については、地方税法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行にともない、市税に係る申告書や申請書等に個人番号又は法人番号を加えるものである。

また、市たばこ税においては、旧3級品紙巻たばこに係る市たばこ税の特例税率を平成

28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引上げることによって廃止するものである。

なお、この改正のうち、個人番号又は法人番号を加える部分などについては、平成28年1月1日から、市たばこ税の税率の引上げなどについては、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第68号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(嶋学校教育部長)

改正内容については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行にともない、教育委員長制度の廃止とともに、新教育長の身分がこれまでの一般職から特別職に位置付けられることになったため、関係条例について所要の整備を行なうものである。

なお、これらの改正のうち、教育委員長制度の廃止及び新教育長に関する部分については、現在の教育長の任期期間中は、従来の例により在職することとされていることから、任期満了の翌日から、そのほかの部分については公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第69号 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

(神田市長公室長)

改正内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行にともない、同法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価の第三者点検を行うに当たり、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務を追加するものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第70号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(内田市民環境部長)

改正内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行にともない、個人番号通知カード及び個人番号カードに係る紛失等の再発行手数料として、新たに個人番号通知カード再交付手数料500円及び個人番号カード再交付手数料800円を追加し、住民基本台帳カードの交付手数料を削除するものである。

なお、この改正のうち、個人番号通知カード再交付手数料の追加は平成27年10月5日から、個人番号カード再交付手数料の追加及び住民基本台帳カード交付手数料の削除は平成28年1月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

(富岡市長)

手数料の金額はどのように決めたのか。

(内田市民環境部長)

国から金額が示されている。

(田中副市長)

個人番号カードの写真は本人が用意するのか。

(内田市民環境部長)

本人が用意することになっている。

議案第71号 朝霞市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(神田市長公室長)

改正内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行にともない、同法第31条の規定に基づき地方公共団体が講ずることとされている特定個人情報の適正な取り扱いの確保や、開示請求等について必要な措置を講ずるものである。

なお、この改正のうち、情報提供等記録を除く特定個人情報に関する部分については平成27年10月5日から、情報提供等記録に関する部分については番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から、そのほかの部分については公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第72号 朝霞市総合計画条例

(神田市長公室長)

平成23年に地方自治法が改正され、基本構想の策定は地方公共団体の任意によることとなったが、本市としては、引き続き市政の総合的かつ計画的な推進を期するため、今後においても総合計画を策定し、基本構想を議会の議決事項とすることを目的として、新たに制定するものである。

この条例は、基本構想、基本計画等の定義を明らかにするとともに、基本構想についての議決を定めるものである。あわせて、総合計画審議会の所掌事務や委員の構成など運営に必要な事項を定めるものである。

なお、本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第73号 朝霞市個人番号の利用に関する条例

(神田市長公室長)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行にともない、社会保障、税、災害対策の分野において個人番号の利用が始まる。

本市では、番号法に規定されていない事務で、個人番号を独自に利用する事務として、「ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務」を条例に規定するとともに、その他、庁内における個人番号を用いた特定個人情報の授受、及び手続に必要な住民票等の添付書類が省略できることを目的として、新たに制定するものである。

なお、本条例については、平成28年1月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第74号 朝霞市日本手話言語条例

(三田福祉部長)

内容については、ろう者の方が使用する日本手話が言語であることを位置付け、日本手話に係る市の責務等を定め、日本手話に対する理解の促進、日本手話の普及その他日本手話を円滑に使用することができる環境の整備に関し必要な措置を講ずることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、新たに制定するものである。

本条例については、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

なお、去る7月21日の政策調整会議で承認いただいた条例案について、その後、人権庶務課との文言等の精査を行ったところ、一部修正があった。

[質疑等]

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】